

# 説 林

## 金正隆大定年間に於ける

## 契丹人の叛亂(下)

結 言

### 四 窩斡の叛亂

#### (一) 窩斡の代立

世宗の即位、海陵の南伐失敗によつて金の内部が鼎を覆した如き状態となつた頃、一方契丹叛軍の内部にもたゞならぬ大事が発生した。即ち指揮者撤八は部下に殺され、老和尚、字特補等は捕へられ、新たに僞署六院節度使移刺窩斡が代つて契丹軍を統率することとなつたのである。前後の事情は窩斡傳によれば次の如く見えてゐる。

撤八既西行、而舊居山前者皆不欲往、僞署六院節度使移刺窩斡、兵官陳家殺撤八、執老和尚、字特補

#### 目 次

### 三 上 次 男 外 山 軍 治

#### 四 窩斡の叛亂

##### (一) 窩斡の代立

##### (二) 金軍の討伐

#### 五 僕散忠義の討伐と叛亂の鎮壓

##### (一) 僕散忠義軍の派遣

##### (二) 窩斡の捕獲と叛軍の鎮定

#### 六 叛軍の招撫と亂後の收拾

#### 七 亂後に於ける對契丹人政策

等、至是窩斡始自爲都元帥、陳家爲都監、擁衆東還至臨潢府東南新羅寨。

先に金軍に追はれた撒八の一軍が遠くケルレン河畔に至り、次で西遼へ赴かんとしたことは前に述べた如くである。然るに彼等の一行中、もと山前に居住した一團は西行することを欲せず、こゝに軍の内部分裂し、反對者の一群は撒八を殺した。舊山前の一團中には嘗て北京路内に住し、叛軍の爲に脅誘せられた漢人も多かつたこと、想像される。事は八月中に行はれたのであらう。こゝに於て彼等は僞署六院節度使移刺窩斡を推して都元帥とし、師恭等の率ゐた金軍の退還を利して南下した。南下せる叛軍は遂に臨潢府の東南新羅寨にまで達したとある。その位置は明でないが、恐らく古へより契丹族の根據地であつた臨潢府東南、潢河流域北方の地方であらう。さうして新羅寨はその中心地。地名は遼代この地方に移された高麗人より由來したものと思はれ

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

る。八月二日、任命された討伐の將白彥敬等が、北京・歸化城を結ぶ一線より北方に陣を進め得なかつたのはその故であり、乃至は政略的戰略的な關係からであらう。然し、獨吉義の傳金史卷八六には義が世宗烏祿から自立の事を計られた時、今ぞ立つに最好機なるを答へて「陛下此舉若太早則正隆未渡淮、太遲則窩斡必太熾、今正隆已渡淮、窩斡未至太盛、將士在南、家屬皆在此、惟早幸中都爲便、上納之」とあるのを見れば、世宗の即位せる十月上旬、窩斡の軍勢は内紛に禍されて勢しかく盛ではなかつたのである。

十月東京に即位した世宗は百官合議の結果、任熊祥等の策を用ひ、同月甲子、二十日臨潢府南方に屯する窩斡軍に移刺札八、播斡等を遣し、降伏を勧めた。この間の消息は窩斡傳によれば次の如く見えてゐる。

世宗使移刺札八・前押軍謀克播斡・前牌印麻厥・利涉軍節度判官馬腦等招之、札八等見窩斡、以上意識之、窩斡已約降、已而復謂札八曰、若降爾能

保我輩無事乎、札八曰、我知招降耳、其他豈能必哉、札八見窩斡兵衆彊、車帳滿野、意其可以有成、因說之曰、我之始來、以汝輩不能有爲、今觀兵勢疆盛如此、汝等欲如羣羊爲人所驅去乎、將欲待天時乎、若果有大志、吾亦不復還矣、賊將有前李特本部族節度使逐斡者、言昔谷神○完顏希尹丞相賢能人也、嘗說他日西北部族當有事、今日正合此語、恐不可降也、於是窩斡遂決意、不復肯降矣、札八亦留賊中、惟麻駭播斡還歸。

當時臨潢尹であつた移室懣の傳金史卷九一に世宗の言葉を擧げて「兩次遣人招誘、招討都監老和尚去、人不知彼之所在、久而不還、兼老和尚不知朕已即位、卿可使人諭以朕意、如來降、悉令復舊邊關之事、可設耳目」とあるのによれば、世宗の招撫は嘗て撤八軍に屬した都監老和尚を目的として爲されたものであるらしい。さうして彼の降後の處置は許して再び邊關の事に當らせるとある。然しながら時既に撤八は殺さ

れ、老和尚は捕へられて在る所を知らず、招撫の對象は遂に新統率者窩斡に變じたのである。

窩斡は一旦世宗の招撫に従つた。然るに降服後の處置に對する疑惑及び世宗の派遣せる使者の一人札八の裏切りの行爲によつて、再び契丹族の獨立を指して進む事と定めた。かくて札八は賊中に止り、他の使者等は逃歸するの止むなきに至つたのである。同じく窩斡の招撫に向つた契丹人訛里也の如き、この時殺害されたのであらう。<sup>(8)</sup> かくの如き最惡の情勢に立ち至つたのは、もとより以上の二つの理由に基くとは云へ、更に尙當時海陵の南伐軍は苦戦に陥り、北の方、東京遼陽府には世宗烏祿の即位あり、金の内部は混沌たる様相を呈し、國內の秩序、極度に亂れてゐたのを見すかされての故に他ならぬ。

叛意を決した窩斡は先づ臨潢を攻めた。<sup>(9)</sup> 臨潢は括里軍討伐の功によつて徳昌軍節度使より臨潢尹に移された溫迪罕移室懣の守る所、彼は孤城を支へてよ

く防ぎ、遂には城外に戦つて身は執はれつゝも城中の兵を勵ました。城兵は元帥右監軍神土懣、輔國上將軍阿思懣等に率ゐられて固守し、爲に事なきを得たのである。包圍は十月末より行はれたものと思はれる。臨潢攻略に失敗せる契丹軍は圍を解いて東に向ひ新羅寨附近の本據に還つた。

窩幹はこの戦後の十二月一日帝位に即き、天正と建元してゐる。

## (二) 金軍(謀行軍)の討伐

窩幹の向背も決定し、一方國內に於ては諸將の歸趨漸く定まらんとしつゝあつた十一月癸未<sup>十五</sup>日世宗は臨潢包圍の急を聞いて急遽新討伐軍を編成、派遣した。將は咸平尹より新たに臨潢尹に轉じた權元帥左都監吾札忽、右都監神土懣、廣寧尹僕散渾坦等である。この内神土懣は先きに臨潢城内に在つて移室懣と共に敵を防いだ。右監軍神土懣と同一人であり、この時右都監に昇進したので違ひない。神土懣等によ

金正隆大定年間における契丹人の叛亂

つて傳へられた急を聞いた吾札忽及び同知北京留守事完部骨只等は急遽泰州兵及曷懶路の兵を動員し、臨潢へと向つた。當時吾札忽は泰州に軍を駐してゐたから、直接そこより進撃したのであらう。更に又泰州の兵は節度使烏里雅に率ゐられて臨潢へと進發した。然しこの時既に契丹軍の圍を解いて、東方泰州の攻略に向ひつゝあつたのである。こゝに於て臨潢に向つた吾札忽の軍は鋒を轉じて賊軍を追ひ、窟歷山に於て追及、一戦を交へたが、部下の押軍猛安契丹人忽刺叔の通謀に遇つて敵に破れ、次で至つた泰州軍も各個撃破の憂目に遇つてゐる。窟歷山は泰州<sup>洮南</sup>と叛軍の本據<sup>潢水と老哈河との間に横はる一山、附近の合流點北方</sup>との間に横はる一山、恐らく泰州に近かつたであらう。こゝに於て敵の大軍は來つて泰州を攻め、城は正に陥らんとしたが、押軍猛安烏古孫阿里補等の奮戦によつて僅かに事なきを得、賊軍は再び圍を解いて退還した。さうして討伐の將吾札忽は附近險阨の地を擁して援軍の來るを

俟つたのである。

泰州包圍の時期は明かではないが、金史卷九神土瀧傳には「契丹犯臨潢、移室瀧○臨潢尹死、攻之不能克、廼引衆東行、神土瀧表乞濟師、十二月甲辰、世宗次海濱縣得奏、上曰神土瀧、吾札忽軍不少、可以從長攻襲矣」と見える。十二月甲辰は六日である。神土瀧に告げた世宗の言は彼の濟師の請に對する返答であることは疑ひない。さて十二月六日に至つて神土瀧からの救援の使が漸く海濱縣に到着したとすれば、窰歷山及び泰州包圍はそれ以前、恐らく十一月下旬のこと、思はれる。泰州の包圍が解かれると戦は一時休戦の狀態に入つた。叛軍の勢はその間益々熾となつたのである。

越えて大定二年、世宗はこれに對して緩急二様の處置を講じた。一は正月二十三日、右副元帥完顏謀衍を主將とする新討伐軍の編成であり、他は○叛軍の招撫である。謀衍は先に婆速路總管であつたが、契

丹括里軍撃破の後、常安縣に於て烏祿（後の世宗）に謁し、その腹心となり、世宗の即位と共に右副元帥に任ぜられた。次で彼は白彥敬等の招撫征討を行つてゐたが、こゝに至つて強敵窩斡討伐の總帥となつたのである。

新討伐軍の編成進發に遅れること十三日、世宗は二月癸卯日叛軍と種族を同じうする遼陽主簿石抹移迭、東京麴院都監移刺葛補等を遣つて契丹叛人を招撫せしめてゐる。窩斡傳には二月壬戌日に繋けて次の如き詔が見えるが、これは恐らくこの時の使者の行動と聯關を有するものであらう。

二月壬戌詔曰、應諸人若能於契丹賊中自拔歸者、更不問元初首從、及被威脅之由、奴婢良人、罪無輕重並行免放、曾有官職、及糾率人衆來歸者、仍與官賞、依本品量材叙、使其同來人各從所願處收係、有才能者亦與錄用、内外官員郎君羣牧直撤百姓人家驅奴宮籍監人等並放爲良、亦從所願處收

係、與免三年差役、或能捕殺首領而歸者、准上施行、仍驗勞績約量遷賞、如捕獲窩幹者猛安加三品官授節度使、謀克加四品官授防禦使、庶人加五品官授刺史、詔曰尙書省如節度防禦使捉獲窩幹者與世襲猛安、刺史捉獲者與世襲謀克、驅奴宮籍監人亦與庶人同、復詔宰臣徧諭將士能捕殺窩幹者加特進授真定總管。

これによれば賊中より歸來せるものは元初首從被脅の別なくその罪を許し、官職を復し、賊は良に移すと云ふ。さうして窩幹以下の首領を捕獲或は殺傷するものあれば、それ／＼分に應じて過分の褒賞を與へると云ふのである。かゝる叛徒に對する恩典が現實に於て如何に實行されたかは論外であるが、要するに世宗が、かゝる好餌を示すことによつて犠牲をより少くし、討伐の効果をより大になさんとした事は自明である。

實に當時の金國內部の状態は決して安心を得たも

のとは云ひえなかつた。世宗は先づ國內の混亂を整理し、同時に宋の北進軍を制壓しなければならぬ。しかも北方、契丹の叛徒は獨り西京路・北京路に止らず、上京路即ち金の内地をも犯さんとするの勢に在つたのである。この時に當つて一度以前の處置を誤れば社稷をも覆さんとする形勢に在つたと云ひ得る。世宗が契丹討伐に緩急二様の策を用ひたのは賢明にして又當然と云はねばならぬ。

然るに契丹叛徒は遂に招撫に應じなかつた。彼等は今日の興安南省の地方に盤踞し、兵を四方に派して侵略に力めた。先きに咸平に兵を擧げてその地方を惱まし、次で撤八の軍に走り、更に窩幹に合した括里の軍が再び來つて韓州を犯さんとしたのもこの頃である。括里は謀術の軍至るを聞いて、戦はずして逃げたとあるから、この事は一月下旬と思はれる。さうして二月、彼等は鋒を轉じて西南の懿州・宜州を犯した。懿州は錦州省阜新縣塔營子、<sup>(7)</sup>宜州は錦州省義

縣附近に當り、何れも熱河東蒙古と滿洲との境に位する要衝である。當時懿州は宗室宗叙これを守備し、寡兵を以て城外に戦ひ、遂に城中に陥つた。<sup>(98)</sup>

こゝに於て討伐の將謀術は賊を包圍せんとし、先づ一軍を懿州慶雲縣に、別軍を川州武平縣に遣つて駐屯せしめると共に、糧運兵仗及び戰士の増強を願つた。<sup>(99)</sup> 然らば懿州慶雲縣及び川州武平縣は今の何地に當るであらうか。

金史地理志によれば慶雲縣は咸平府の屬縣とあつて懿州の屬縣ではない。然し後に至つて廣寧府の管轄に入つた懿州自身、章宗の泰和以前には咸平府の所屬であつたから、<sup>(100)</sup> 泰和以前は慶雲縣も懿州に屬してゐたのであらう。懿州が廣寧府所屬となると同時に、慶雲縣は懿州を離れて直接咸平府の屬縣となつたと思はれる。事實慶雲縣が懿州と咸平府との接境地帯に在つた事は、明昌元年春二月にこの地方を巡廻した王叔の行記、遼東行部志の記載によつても明

かである。彼は三月丁巳<sup>(101)</sup>懿州を出發し、その夜は懿州所屬の靈山縣に在る佛寺に泊り、翌戊午<sup>(102)</sup>早々慶雲縣に到達、更にその翌日には咸平路の榮山縣に達した。その位置は島田氏によつて康平縣小塔子<sup>(103)</sup>縣通江口對岸と比定されてゐるが、蓋し當を得たものと考へられる。<sup>(104)</sup>

次に川州武平縣に就て考へる。金史地理志によれば武平縣は大定府の屬縣である。武平縣は遼代には新州、後ち武安州と改められ、金代に於ては皇統三年以來武安縣と呼ばれ、大定七年に至つて武平縣と改稱された。随つて海陵の時代には武平縣とは云はず、武安縣と呼ばれてゐた筈である。一方川州の名は地理志に見えないが懿州の註に「大定六年罷川州、以宜民同昌二縣來屬、承安二年復以二縣隸川州、泰和四年罷川州、以宜民隸興中、同昌隸義州」と見えるから、大定六年以前、川州は尙存してゐた。故に窩斡傳の記載が信じ得べきものとすれば、海陵の正隆末年、武

安縣は川州に隸屬してゐたものと思はれる。武安縣の位置は阜新縣の西方とせられてゐるが確實ではな<sup>(10)</sup>。  
5。

かくして謀叛は東方は遼河の西、慶雲縣に、西方は阜新の西北、武安縣に軍を進め、懿州、宜州兩方面を衝かんとする窩斡・括里兩軍の聯絡を絶つと共に、叛軍本據への進撃態勢を整へた。この時叛軍の中心は依然として臨潢府東南、シラムーレン方面にあり、そこより南方物資の豊かな地方を狙つてゐたのであらう。

かくの如く世宗は南方より謀叛軍によつて叛軍を壓迫すると共に、一方二月庚寅、<sup>(11)</sup>平章移刺元宜を遣はし、<sup>(12)</sup>この方面の邊事を規措せしめた。<sup>(13)</sup>  
この工作は效を奏し、前安遠大將軍幹里曷、猛安七斤等の來降を見るに至つてゐる。<sup>(14)</sup>世宗は更に二月丙申<sup>(15)</sup>、西南路招討使完顏思敬、兵部尙書阿隣等を遣はして北邊の將士を督し、以て士氣を鼓舞したのである。

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

討伐軍による包圍態勢はかくの如く整へられたので、こゝに窩斡軍も圍の一角を突いて活路を求め、餘儀なきに至り、遂に全軍を集めて行動を起し、泰州方面より濟州を衝いた。彼等はこれによつて専ら糧食を得んと欲したのであらう。<sup>(16)</sup>濟州は遼代の黃龍府、金の發祥地に近い重要な地點である。

然るに本紀を見ると「二月乙未、<sup>(17)</sup>尙書兵部侍郎溫敦朮突刺等與窩斡戰、敗于勝州」と云ふ記載がある。勝州なる州名は地理志には見えないが、これは必ず松漠紀聞に「二十里至濟州、四十里至勝州鋪」とある勝州鋪のことに違ひない。然らば勝州と濟州とは目睫の間に在つた譯である。窩斡討伐に關する世宗本紀の記載は二月二十八日に行はれた勝州戰鬪以後、四月己巳<sup>(18)</sup>の長瀋戰鬪まで何事も記るされて居らぬ。長瀋の戰勝はもとより窩斡軍の濟州攻撃後に起つた事件である。窩斡の濟州攻撃は重大な事件であつたに拘らず、本紀に見えないのは不思議と云は



ねはならぬ。かくて余は勝州戰鬪を窩幹の濟州攻撃と時を同じうした事件であると考へる。<sup>(106)</sup>然りとすれば窩幹の濟州攻撃は二月下旬であつたのである。

窩幹の大軍北邊の要鎮濟州を襲ふと聞くや、討伐軍は態勢を轉じて北上、軍を分けて進み、諸軍濟州に會することゝ定めた。<sup>(107)</sup>元帥完顔謀衍は自ら右監軍完顔福壽、左都監吾札忽等を率ゐて進み、曷懶路總管徒單克寧、廣寧尹僕散渾坦等は左翼となり、臨海軍節度使紇石烈志寧、曷速館節度使神土懣、同知北京留守完顔骨只、淄州刺史尼臚古鈔兀等は右翼を統べ、相共に尤虎崖に向つた。<sup>(108)</sup>尤虎崖に就ては謀衍傳<sup>金史卷七二</sup>に、

二年正月、謀衍率諸軍討窩幹、會兵於濟州、合甲士萬三千人、過泰州、至尤虎崖、乃捨輜重持日糧、輕騎追之。

當時の形勢より察するに謀衍の本軍は臨潢府・泰州等を経て濟州に向つたらしい。故に軍は泰州を過ぎて東し、尤虎崖に至つたと思はれる。然らば尤虎崖

は泰州の東方でなければならぬ。謀衍の軍は後ち尤虎崖より更に進撃し、濟州附近の長濼に於て叛軍を破つてゐる。長濼は後述する如く、國初の古戰場幹隣濼、即ち今の南郭爾羅斯王府附近の松花江の河濼であるから、尤虎崖はその西方遠からざる所であつたことは明かである。

さて謀衍軍は尤虎崖に於て輜重を捨て、數日の糧を持して敵軍攻撃に向つたのであるが、その作戦は一に契丹降人虜者の計によつて作成された。窩幹傳<sup>(109)</sup>に述べて曰く、

亂梳羣牧人契丹虜者與其弟孛迭接刺皆棄家自賊中來降、虜者謂謀衍曰、賊中馬肥健、官軍馬疲弱、此去賊八十里、比遇賊馬已饑、賊輜重去此不遠、我攻之、賊必救其巢穴、賊至馬必疲、我馬少得息、所謂攻其所必救、以逸待勞者也、謀衍從之、乘夜亟發、會大風路暗不能辨、遲明行三十里許、與賊輜重相近、整兵少憩、窩幹趨濟州、知大軍取其輜

重、乃還救、遇于長瀨。

窩幹の本軍は當時輜重を長瀨附近に置いて濟州方面の攻撃に向つてゐた。かゝる狀況を知つた謀衍の軍は輕騎糧運の所を襲はんとしたのであるが、會々大風にはさまれて目的地に達する能はず、遂に急を聞いて引き返した窩幹の軍と長瀨に對陣した。<sup>(11)</sup>長瀨は求虎崖より一日行に在る河瀨である。さうして丞相

襄傳<sup>金史卷九四</sup>に「大定初契丹叛、從左副元帥謀衍以本部

兵討賊、戰于肇州之長瀨」とあるのを見れば松花江畔であることは疑ひない。即ち長瀨こそは建國の初め、太祖が遼軍を追ひ落した長瀨であり、同時に幹隣瀨に他ならないのである。<sup>(12)</sup>その地は今の南郭爾爾羅斯王府附近に當る。兩軍激戰の結果、謀衍の軍は叛軍を撃破した。時は四月己巳<sup>日</sup>。金軍に在つては完顏襄徒單克寧、紇石烈志寧等が華々しい活躍をなした。<sup>(13)</sup>

惟ふに二月末日、濟州の戰鬪より、この戰に至るまで一月餘、叛軍はこゝを本據として出沒し、金軍はこ

れが攻撃の機を窺つてゐたのである。

戰破れた窩幹の軍は活路を西南方に求めて退却、金軍はこれを追跡し、乙亥<sup>日</sup>霧穉河に戰つて再びこれを破つた。<sup>(14)</sup>一日、敵を長瀨に破つて後九日目のことである。故に新戰場たる霧穉河は長瀨の西南方可成の距離に在ると見ねばならぬ。さてこの戰鬪に就ては窩幹傳に次の如く見えてゐる。

窩幹率其衆西走、謀衍追及之于霧穉河、賊已濟毀其津口、紇石烈志寧軍先至、不克渡、乃對岸爲疑兵、以夾谷清臣、徒單海羅兩萬戶於下流渡河、值支港、兩岸斗絕且濘淖、命軍士束柳填港而過、追之數里、得平地、方食、賊衆奄至、志寧軍追整陣、賊自南岡馳下、衝陣者三……徒單克寧追奔十五里、賊前阨溪澗、不得亟渡、多殺傷、賊既渡、官軍亦渡……。

又紇石烈志寧傳<sup>金史卷八七</sup>には、

窩幹敗于長瀨西走、志寧追及于霧穉河、賊已先渡

依岸爲陣、毀橋岸以爲阻、志寧與賊夾河爲疑兵、  
與萬戸夾谷清臣徒單海羅於下流涉渡。

とある。これによると霧靉河は長灤より西方に向ふ  
要路上の一河であり、その地點には渡津があつた。

さうしてこの河の兩岸は斗絶し、その附近には多く  
の泥淖が存する。然るに此地に就いては金史<sup>卷五</sup>食  
貨志和糴條に次の記事が見える。

十八年<sup>大定</sup>四月命泰州所管諸猛安西北路招討司  
所管奚猛安、咸平府慶雲縣霧靉河等處遇豐年、多  
和糴。

これによると霧靉河は咸平府慶雲縣に在つたのであ  
る。慶雲縣治は前述の如く、康平縣小塔子附近であ  
るから霧靉河も當然その方面に求めねばならぬ。し  
からば小塔子近傍に於て遼河に注ぐ一河とも思はれ  
るが、さすれば長灤より敗走する窩斡軍の進路とし  
て餘りに方向がをかしい。惟ふに霧靉は當代この附  
近遼河を指す一呼稱ではなかつたであらうか。若し

然りとすれば窩斡軍は長灤より西南走し、遼源附近  
に於て遼河、即ち霧靉河を渡り、彼等の舊本據に向は  
んとして、この戦闘となつたものと考へられる。

さて霧靉河の戦勝以後、元帥完顔謀衍はこれを追  
討せず、軍を白灤に駐した。<sup>(14)</sup> 白灤は遼河の北、新開河  
附近にある一鹹湖であらう。

この戦後、叛軍の中からは次第に投降するものが  
増加した。故に世宗はこれ等の投降者に對し、戦前  
に來降したものはこれを安撫し、敗走後の來降者は  
捕虜として取扱ふ事に定めた。<sup>(15)</sup> 更にこの戦の結果、

金軍は夥しい鹵獲品を得たのであつて、この事は謀  
衍に從つて從軍した完顔福壽の傳<sup>金史卷八六</sup>に「命福壽

將兵進討、已敗賊、俘獲生口萬計」とある如くである。

然るに白灤に駐屯した謀衍はこれ等の戦利品に眩惑  
され、敵を追討するを怠つた。<sup>(16)</sup> かゝる謀衍の態度は

遂に世宗の訝る所となり、遣使問責してゐるが、當時  
の金軍内部の紊亂した状態は徒單克寧傳<sup>金史卷九二</sup>の記

事によつて窺ふ事が出来る。

元帥謀衍利虜掠駐師白濼、世宗訝其持久、遣問之、謀衍曰、賊騎壯、我騎弱、此少駐所以完養馬力也、不然非益萬騎不可勝、克寧奮然而言曰、吾馬固不少、但師不得人耳、其意常利虜掠、賊至則引避、賊去則緩隨之、故賊常得善牧、而我常捨其蹂踐之餘、此吾馬所以弱也、今誠能更置良帥、雖不益兵可以有功、不然騎雖十倍、未見其利也。

これを以て見るに總帥完顏謀衍は敵を積極的に攻撃し撃破するの策を取らず、彼等の退くを待つて、徐ろに軍を進めたのである。かくの如く常に叛軍の牧馬した後を追つた爲に、金軍の馬匹は牧草を缺乏、従つて羸弱なるを免れ得なかつた。金軍騎馬の羸弱は一に係つて元帥謀衍の作戰、拙劣墮弱の故によつたのである。かゝる彼の怯懦なる作戰行動は、長濼戦以前の軍の行動にも現はれてゐる。上に立てる總帥かくの如くであつたので、討伐軍の軍紀も亦亂れ、將は

兵と共に鹵掠これ力め、何等苦しんで追討するの意を持たなかつた。謀衍の子斜哥に至つては特に甚だしかつたと傳へられる。<sup>(117)</sup>

こゝに於て有能の士は謀衍の下に屬するを喜ばなかつた。先に窩斡軍の懿州攻撃を防いで功あり、その際、賊中に執へられて敵の機密を深り、後ち脱出して長濼戦の作戰に資する所多かつた宗叙の如きもその一人である。彼は謀衍が官職を與へて、自己の隸下に屬せしめんとした時、これを辭し、却つて謀衍軍の内情を世宗に傳へ、以て陣容の改革を願つた。金史<sup>卷七</sup>宗叙傳に曰く、

於是帥府欲授軍職、宗叙見謀衍貪鹵掠失事幾、欲歸自上、不肯受職曰、我有機密須面奏、是夕乃遁去至廣寧、矯取驛馬馳至京師、而帥府先事以聞、上遣中使詰之曰、汝爲節度、不度衆寡、戰敗被獲、幸得脫歸、乃拒帥府命、輒自乘傳赴都、朕姑置汝罪、可速還軍併力破賊、宗叙附奏曰、臣非辭難者、

事須面奏、不得來、遂召入、乃條奏賊中虛實及諸軍進退不合事機狀、詔大臣議、皆以其言爲然。

心あるもの言は何れも謀衍の非を鳴し、廷臣も亦悉くその然るを認めたのである。されど謀衍は君寵に頼つて依然として態度を改めず、前進する敵を追跡するの他何等策を施さなかつた。

さて四月九日霧霽河に破れて西した窩斡の軍は懿州錦州省阜新縣塔營子の界に現はれ、靈山縣錦州省寧武縣土城子を陥れ、

次で川州の域に入つて同昌縣阜新縣城の西北五十里、西紅帽子村附近を掠

し、更に大定府の屬縣惠(慶)和縣熱河省博羅科等を陥れて北京を窺つた。時たまたま土河老哈河氾濫して渡る

を得なかつた爲に北に轉じて三韓縣英金河と老哈河との合流點附近に

趨り、再び潢河流域の舊本據へ逃避せんとした。これに對して總帥謀衍は何等策を施さざるのみか、馬

弱さに托して懿州に還り、たゞ部將克寧の軍のみがこれを追躡した。當時北京に待機せる將士も敢てこ

れを追討しなかつたのである。<sup>(120)</sup>

これ等のことは後に述べる如く新討伐軍の高忠建軍の派遣が五月戊戌<sup>日</sup>となつてゐるから、それ以前のことには違ひない。

## 五 僕散忠義の討伐と叛亂の鎮壓

### (一) 僕散忠義軍の派遣

かゝる數次に互る任務怠慢の罪は許さるべくもなかつた。よつて五月戊戌<sup>日</sup>元帥左都監高忠建を將とする應急の一軍が編成され、翌己亥<sup>日</sup>には斡石烈志寧は元帥右監軍に任命された。さうして同日右副元帥完顏謀衍及び元帥右監軍完顏福壽は追討を怠れるの罪によつて京師に召還、罷免されてゐる。<sup>(121)</sup>世宗は蒲察蒲盧渾を懿州に遣し、彼等を戒勅したが、その言は彼等の行動を傳へて詳しい。<sup>(122)</sup>

詔使尙廐局副使蒲察蒲盧渾往懿州、戒勅將帥、上曰、朕委卿等討賊、乃聞不就賊趨戰、而駐兵閑緩、

經涉累月、雖曾追襲乃不由水草之地、以致馬疲弱、不能百里而還、後雖破賊而縱諸軍劫掠數日、後方追北霧縹河、亦不乘勝輒復引還、賊遂入涉近地、北京・懿州由此受兵、朕欲重譴汝等、以方任兵事、且圖後功、當盡心一力、毋得似前怠弛。

謀行に代つて應急に編成された討伐軍は驍騎軍二千、曷懶路留屯京師軍三千、會寧・濟州軍六千よりなり、元帥左都監高忠建がこれを統へてゐた。<sup>(128)</sup>この内會寧・濟州の軍は世宗本紀大定二年七月壬戌條<sup>二十七日</sup>に「詔發・濟州・會寧府軍在京師者以五千人赴北京都統府○都統は亭、副統は完顏達吉」とあるのによれば高忠建の本軍とは同時に行動を起さず、やゝ後れて京師を出發した様である。

さてこの頃中央に在つては右丞僕散忠義、身をして契丹叛軍を伐たん事を請ひ、六月庚午<sup>五日</sup>許されて平章政事兼右副元帥となり、兵部尙書宗叙と共に、河南路統軍使宗尹、西北路副統蒲察世傑等を従へて契

金正隆大定年間における契丹人の叛亂

丹討伐に當ることゝなつた。<sup>(128)</sup>事變勃發以來既に一年、兵は永く邊陲に駐して財用は蠹費し、百姓困窮せる今日、叛亂の可及的早期鎮壓は政府の最も強く欲する所。加ふるに宋との諸關係は刻一刻と條件の惡化を齎してゐた。<sup>(129)</sup>先に中都に存する弓萬五千、箭一百五十萬を運んで懿州に送つたのもその故である。<sup>(128)</sup>事件の結末は金朝にとつて實に重大問題となつてゐたのである。<sup>(127)</sup>

こゝに於て忠義は北京に至り、全軍を指揮すると共に、他方叛軍の長城以内に轉入するを恐れて六月十四日、萬戶溫迺罕阿魯帶等に命じて古北口、薊州石門關及遵化等を守禦せしめ、更に居庸關の防備をも嚴にした。<sup>(128)</sup>古北口は熱河承德より北京に至る要衝、遵化及び薊州石門關は、馬蘭關或ひは喜峯口より北京を衝く要地、又居庸關が張家口より北京へ至る通路に當る事は人皆知る所である。

更に西よりの一軍は西南路招討使都統完顏思敬

第二六卷

五五三

に率ゐられて燕子城舊戍地、或は狗濼に駐し、窩斡軍敗走の際の通路を扼してこれを遼擊包圍するの策が與へられた。<sup>(129)</sup>燕子城は前述の如く、西北路招討司治のある撫州(Kara Balgasun)、狗濼はその附近の昂吉泊或は大魚泊であらう。<sup>(130)</sup>かくて思敬は白彥敬の努力により西北路方面より購入された新馬三千を擁し<sup>(131)</sup>彼等は契丹人叛亂の發生地に於て、東方より大漠に出でんとする窩斡軍を待つたのである。

行動を開始した僕散忠義の軍は十七日三韓縣附近より西走せる敵と、早くも花道に於て遭遇衝突した。<sup>(132)</sup>經世大典站赤の條によれば元代の花道は恩州より高州の方へ向け八十里の所に在る。<sup>(133)</sup>恩州は中京の北六十里であるから、それより高州<sup>(134)</sup>河の合流點附近へ向けて八十里の所に在ると云ふ花道は、恐らく今の凌源赤峰街道上、赤峰に近い地點であらう。<sup>(135)</sup>金軍は宗亨を左翼とし、宗叙は右翼たり、忠義自ら中軍を率ゐた。兩軍主力の戦闘の結果、金軍の形勢甚だ非と見え

が、幸に紇石烈志寧軍の相踵で至るを知つた窩斡軍は勝利を決定的のものとはなさず、再び西走した。<sup>(136)</sup>忠義は克寧の議を用ひ、陣容を立直すと共に續いて臨潢街道を北走する窩斡軍を急追し、同月二十五日鼻嶺の西陷泉に於て兩軍再び相對した。金軍の正に利を失はんとした花道の戦後七日のことである。<sup>(137)</sup>

これより先花道に於ける會戦後、窩斡は新たな根據地を求めて退行したのであるが、その際、彼は軍を二つに分けて行動した。一は精銳を以て自ら隨へ、一は羸弱をして家屬及び輜重を守らしめ、別道より興安嶺を越え、山後に於て合せんとしたのである。<sup>(138)</sup>故に金軍は敵が山後に逃遁せざる前に討滅するの必要に迫られ、急據追撃、こゝに會戦となつたのであらう。陷泉は金史地理志臨潢府條の註に、  
有天平山好水川、行宮地也、大定二十五年命名有撒里乃地、熙宗皇統九年嘗避暑于此、有陷泉、國言曰落字魯、有合鼻追古思阿不漢合沙地。

とあり、臨潢府の附近である。金史<sup>二</sup>卷九徒單克寧傳に「乃與克寧出中路、遂敗賊兵于羅不魯之地」とある。羅不魯の戦も、陷泉を指すものに他ならぬ。又鼻嶺とは地理志に「有合鼻」云云とあるのに關係があらう。その位置は金史<sup>七</sup>卷八紇石烈志寧傳に「遂過移馬嶺、進及鼻嶺西陷泉」とあるのによれば、移馬嶺を過ぎ、鼻嶺を越えた西方、即ち興安嶺中、泉のある一平地でなければならぬ。今林東（舊臨潢府）の西北、セルゲンタイ廟の西方に高麗泉なる一泉がある。或はこれこそ當時の陷泉ではないかと思はれる。陷泉の戦闘に就ては移刺窩斡傳に、

窩斡自花道西走、僕散忠義、紇石烈志寧以大軍追及于鼻嶺西陷泉、明日賊軍三萬騎涉水而東、大軍先據南岡……賊大敗、將涉水去、泥濘不得亟渡、大軍逐北、人馬相蹂踐而死不可勝數、陷泉皆平、餘衆踏籍而過、或奔潰竄匿林莽間、大軍踵擊之、俘斬萬計、生擒其弟偽六院司大王鼻、窩斡僅與數

騎脫去、鈔兀、清臣追四十餘里不及、斬千餘級、獲車帳甚衆。

とある如く、窩斡は身を以て遁れ、彼の弟鼻は捕へられ、金軍の大勝する所となつてゐる。然し忠義は更に進撃の手を緩めず、尼鷹古鈔兀、夾谷清臣等をして敗軍を追はしめ、一方又紇石烈志寧をして落括岡より別路山後に向つた窩斡の母・妻・輜重の一行を追跡せしめ、盡くそれを收めたのである。<sup>(139)</sup>

この會戦は實に契丹叛軍の運命を決せるものと云ふべきであり、金軍はこれによつて初めて討伐の成果を挙げ得たものと云ふことが出来る。故に討伐軍に於てもこれに全力を傾倒し、完顔襄、紇石烈志寧、徒單克寧、尼鷹古鈔兀、吾札忽、夾谷清臣、烏延查刺、烏林答刺撒等、討伐の諸將は悉く戦闘に参加し、特に襄は論功第一、その他志寧、克寧の奮戦は目覺ましかつた。<sup>(140)</sup> 彼等の多くは何れも後世臺閣に列して國政を處理し、名を成した人々である。この戦闘の結果



は俘獲も亦多かつた。總帥僕散忠義の傳には「大敗之、獲其弟鼻、俘生口三十萬、獲雜畜十餘萬、車帳金珍以鉅萬計、悉分諸軍」とあり、又志寧の追跡した契丹別軍より俘獲したもののみでも、移刺窩斡傳によれば「盡獲輜重俘五萬餘人、雜畜不可勝計、僞節度使六及其部落皆降」と見える通りである。

この戦の結果、叛軍の勢力は急激に失墜し、又興安嶺西に新境地を開かんとする彼等の意圖も空しく挫折し、遂に活路を南方奚中<sup>(14)</sup>に求むるの餘儀なきに至つた。彼等は一旦奚中に入つて勢力を養ひ、それより西興安嶺を越えて嶺西に出でんとしたのに違ひない。奚中とは恐らく今の熱河省南部の山嶽地帯を指す。こゝは遼代より奚人の根據地、故に奚中と稱されたのであらう。

金軍は軍を整へ、暫く休養した後、更に南下せる窩斡軍を追つて七渡河に至りこれを破つた。七渡河<sup>(15)</sup>に就ては遼史卷一太祖本紀に「太祖六年十月壬辰還次

北阿魯山……南越十七濼、翼日次七渡河」とあつて、契丹の本據臨潢府とはしかく遠からざる事を推測せしめる。次に遼史卷一四聖宗本紀には「統和二十一年九月癸丑<sup>二十</sup>幸女河湯泉、改其名曰松林、冬十月丁巳<sup>六</sup>一駐蹕七渡河」と見える。即ち七渡河は松林と改名された女河湯泉より四日行程なのである。時九月末と云へば秋捺鉢<sup>中心は永州の西北</sup>五十里<sup>伏虎林</sup>より冬捺鉢<sup>中心は永州の東</sup>南三十里<sup>白馬淀</sup>に移る季節であるから、従つて七渡河も亦松林より見れば東南方に當る地方と考へられる。然らば松林即ち女河湯泉の方向は如何と云へば、遼史卷八一耶律室魯傳に「從上<sup>宗</sup>獵松林、至沙嶺卒、年四十四<sup>(16)</sup>」とある。これによれば松林は沙嶺と甚だしくは相離隔せざる所と推測される。沙嶺は候七月ともなれば聖宗・道宗・天祚帝等の諸帝が殊に好んで獵した所。或は今の經棚・多倫街道上に見える沙嶺河の附近かも知れぬ。従つてこの附近も秋捺鉢の行動範圍であつたと思はれる。さてこの方面に女河湯泉即ち河沿

ひの温泉を求めると、それは必ず現在の林西方に在る熱水湯（湯山）に違ひないのである。さうして皇帝四日の行程に在りと云ふ七渡河は、契丹叛軍の敗走方向をも考慮に入れて推すと、恐らく烏丹城附近を流れて潢水に入る小河であらう。聖宗の駐蹕した七渡河、同じく窩斡軍の敗走した七渡河は烏丹城附近の七渡河であつたと考へられる。

七渡河に破れた叛軍は更に南、渾嶺を越えて奚中に入らんとし、再び金軍の追襲を受けて破れた。<sup>(143)</sup> 渾嶺の位置は明かでないが或は赤峰北方の山地であらう。戦後敗兵は奚中に入つた。降者途に相次いだと云ふ。渡河戦及び渾嶺の戦闘に就ては本紀及び窩斡傳には何等の記載もなく、その時日を知る事が出来ない。然し世宗本紀二年八月乙丑條に、

乙丑朔、奚抹白謀克徐列等降、左監軍高忠建破奚于栲栳山、及招降旁近奚六營、有不降者攻破之、盡殺其男女、以婦女童孺分給諸軍。

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

とあり、又僕散忠義傳にも、

窩斡既敗、遂入于奚中、高忠建敗奚于栲栳山、移刺道取抹白諸奚之家、抹白奚乃降、窩斡勢益弱。

と見える。即ち北京方面に待機してゐた高忠建が奚軍を栲栳山<sup>(144)</sup>に破り、或ひは抹白謀克徐列等が降つたのは八月一日前後である。高忠建、移刺道等による奚兵の討伐は、もとより叛軍が奚中に入つた結果による。而して僕散忠義傳には渾嶺の戦に次で、栲栳山の事が記されてゐるから、渾嶺、七渡河の戦闘は恐らく七月上中旬に行はれたものと思はれる。

金軍はこれより南熱河の山地に入つた叛軍を更に兵を増して包圍すると共に、盛に人を遣して奚契丹の招撫に力めた。よつてこの頃より窩斡の軍中には分裂の徴、漸く明かとなつたのである。<sup>(145)</sup>

さて相次ぐ戦に破れた窩斡は、奚中に入つて敗兵をまとめると共に奚人をも糾合し、新勢力の扶植に専念した。さうして時に應じて速魯古淀、古北口、興

化の間を襲撃した。<sup>(146)</sup>興化は興州に屬し、今の濛平縣の西南に近い喀喇河屯、<sup>(147)</sup>古北口は承德方面から北京に至る長城の關門であるから、速魯古淀もその附近、塞上に近い一淀であつたらう。<sup>(148)</sup>窩斡はこの間を犯して關内へ入り物資の掠奪を行はんとしたものと思はれる。

この頃古北口は窩斡の三韓縣を陥れた六月十四日以来萬戶溫迪罕阿魯帶の兵四千によつて堅められてゐた。窩斡がこの地を襲撃したのは八月壬申<sup>(149)</sup>のこゝとであるが、守將阿魯帶は油斷の隙を衝かれて大敗し、代つて先の右副元帥完顏謀衍、其他蒲察烏里雅・蒲察通等がこれに反撃を加へた。<sup>(150)</sup>

一方同月丁丑<sup>(151)</sup>には先に燕子城より東進し敵を壓迫中の完顏思敬軍が張哥宅に於て忠義の本軍と會し、大いに叛軍を撃破した。

かくてこの頃に至ると叛軍は四方より攻撃を受け、加ふるに死者降者相次ぎ、兵は急激に減少したので

で、遂に奚中に止るべからざるを知つた窩斡は羊城道より西に出で夏國に奔らんと試みた。<sup>(152)</sup>羊城濼は箭内博士によれば獨石口外察汗腦兒、羊城道とは豊寧の方面から羊城濼を越えて西方へ通ずる道路である。

時既に晚く、夏國へと西走する叛軍の行手には白彥敬が新軍を率ゐて夏國の界に在り、敵の來るを待つてゐた。<sup>(153)</sup>大軍の追撃は益々激しく逃亡するものに相次ぐの状態である。窮せる彼は遂に路を北方沙陀の間に轉ぜざるを得なかつた。窩斡は羊城道より西方夏國に向はず西北に轉じて沙漠の方面に赴かんとしたのであらう。これより叛軍の勢力は日に潰え、八月丁亥<sup>(154)</sup>には契丹の老和尚も降り、九月甲午<sup>(155)</sup>完顏謀衍は奚猛安合住等を捕へた。

(二) 窩斡の捕獲と叛亂の鎮定

さて先に渾嶺の戦後、紇石烈志寧は契丹人稍合住なるものを獲たが、志寧は彼を許して放免し、代ふる

に官賞と共に窩幹を捕へん事を約した。その後、稍合住は窩幹の軍中に還り、祕に同志の離間を策してゐたが、遂に神獨幹なるものと共に首魁窩幹を捕へ、九月庚子<sup>日七</sup>完顔思敬の下に至つたのである。<sup>(16)</sup>世宗本紀には、

庚子、元帥右都監完顔思敬獲契丹窩幹、餘衆悉平。

とあり、又移刺窩幹傳には述べて、

九月庚子、稍合住與神獨幹執窩幹詣右都監完顔思敬、并獲其母徐輦及其妻子子婦弟姪盡收、僞金銀牌印、唐括孛古底獲前胡里改節度使什温及其家屬。

と見える。叛亂勃發してより既に一年有餘、一度び金の社稷を覆さん程の勢を示した契丹人の叛亂も、こゝに至つて遂に終結を告げたのである。叛軍の残り、目次いで捕へられた。尙窩幹の捕へられた地は明でない。唯窩幹傳には前文に引續いて「西北路招

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

討使李家奴、獲僞樞密使逐幹等三十餘人、復與猛安泥本婆果追僞監軍那也、天成縣、那也乃降、仍獲僞都元帥醜哥及金牌一、銀牌五、志寧與清臣宗寧速哥等追餘黨至燕子城、盡得其黨、前至抹拔里達之地悉獲之、逆黨遂平」と見える。これによれば李家奴、泥本婆果等は契丹那也等を追つて天成縣に至り、志寧等は餘黨を追つて燕子城に至り、更に抹拔里達にまで達したと云ふ<sup>(17)</sup>。されば窩幹の捕へられたのは、それ以前、即ちそれより東方でなければならぬ。天成縣は金史地理志には見えない。これは恐らく西京路大同府の屬縣である天城縣に違ひなく、その位置は地理志西京路條に「遼析雲中置」とあるのによれば、大同府の附近に違ひない。燕子城はもとより、今日の興和である。かくて考へるに、窩幹の捕へられた後、彼の殘黨が天城縣、燕子城附近に於て討滅せられたのであるから、彼の捕縛せられたのは恐らく羊城濼を發して間もなく、或は鴛鴦濼附近であつたであらう。

窩斡の捕獲後、彼の殘黨は天城縣、燕子城等に於て擊破され、餘黨は更に紇石烈志寧、夾谷清臣、完顏思敬等に追襲され、遂に抹拔里達の地で最後の止めを刺された。<sup>(169)</sup> 抹拔里達は燕子城より更に西北の一地と思はれる。

かくて九月甲辰<sup>日十一</sup> 皇太子は百官を率ゐて賀を上り、乙巳<sup>日十二</sup> には窩斡亂平定を中外に詔し、窩斡並に母妻子は戮せられ、こゝに契丹の大叛亂も終を告げた。<sup>(169)</sup> 世宗はこれより専心、宋と戦ひ、國內の整理に意を盡すことが出来たのである。

尙窩斡の餘黨の内、括里と札八とは追討の將宗亨の追襲を受けたので、札八のみ一度は降り、後巧みに宗亨を欺いて兩者とも南の方宋に逃れた。括里は撒八と時同じうして、咸平方面を荒し、後窩斡に従つて、常に先鋒となつた謀克括里であらう。彼等は宋に用ひられ、金軍攻撃に功を建てたのである。<sup>(169)</sup>

## 六 叛軍の招撫と亂後の收拾

最後に叛亂中及び叛亂直後に於ける降人の處置に就て一言する必要がある。この問題は既に叛亂中より重大なるものとして取扱はれて居り、屢々招撫の詔が出だされてゐる。然し海陵時代には政府の態度は強硬であつて、降人に對する處置は全く示されなかつた。措置の講ぜられたのは世宗の大定となつてからのことである。即ち窩斡傳によれば括里の別軍が韓州を攻め、その討伐に謀術が出發した頃、金室から發せられた詔として、

二月壬戌、詔曰、應諸人若能於契丹賊中自拔歸者、更不問元初首從及被威脅之由奴婢良人、罪無輕重並行免放、曾有官職、及糾率人衆來歸者、仍與官賞、依本品量材叙使、其同來人、各從所願處收係、有才能者亦與錄用、内外官員、郎君、羣牧直撤、百姓、人家驅奴、宮籍監人等並放爲良、亦從

所願處收係、與免三年差役、或能捕殺首領而歸者、准上施行、仍驗勞績約量遷賞、如捕窩斡者、猛安加三品官、授節度使、謀克加四品官、授防禦使、庶人加五品官、授刺史。

世宗は位に登つて天下の形勢を視るに、叛軍の勢盛にして、到底討伐の一途を以ては伏し難きを知り、ここに招撫の詔を出したのである。さうして一方では海陵倒れ、世宗の即位した機會を利用して賊軍に反省の機を與へ、以て鎮壓の日を早からしめんとしたものであらう。詔によれば、契丹叛軍中、自ら拔歸するものは、元初より首從せるもの、威脅せられて従つたもの、或は奴婢良人を問はず悉く罪を許し、會て官職を（一）人び衆を率ゐて來歸せるものには官賞を與へ、才能を量つて録用し、更に諸奴はこれを放つて良となすとある。窩斡を捕へて來歸せるものに對する規定も設けられてゐる。かゝる規定が實際に於て如何に運用せられたかは別として、降者に對する以

上の條件はまことに最上のものと云ふことが出来る。こゝには聊かの威嚇も加へられてゐないのである。惟ふに當時、金の内部は尙亂れ、叛軍の勢は盛に、討伐軍は秦州に破れて、遂に如何ともなすべからざる状態にあつたことが、かゝる詔を出さしめる原因となつたと思はれる。

その後戰況發展し、金軍の勢稍々振つた四月に至り、霧縵河の戰勝後、再び招撫に關する詔が出された。世宗本紀に曰く、(10)

〔四月〕壬辰、詔征契丹部將士曰、應契丹與大軍未戰而降者、不得殺傷、仍安撫之、〔敗走以〕後招誘來降者除奴婢、以已虜爲定、其親屬使各還其家、仍官爲贖之、〔外親屬分付圓聚仍官爲換贖〕。

これによつて見れば、四月の詔は二月のそれより稍々強硬であつて、霧縵河戰前に降伏したものは安撫するが、敗走以後に來歸したものは捕へた將士自身の捕虜と爲すを許すと云ふのである。金軍が來降者

を安撫せる例は移刺窩斡傳に「海陵末年、阿魯帶爲猛安、移刺娜爲牌印祇候、起契丹部族兵被執、至是挺身來降、世宗以阿魯帶爲濟州押軍萬戶、移刺娜爲同知灤州」とあるのによつて知られる。移刺窩斡傳には、この記事は花道戰前に掛つてゐるが、二名を安撫、任官したのは或ひは六月初旬、前詔の規定によつて取扱はれたものと思はれる。

招撫の詔は、六月、花道の戰後に至つて更に出された。移刺窩斡傳には傳へて、

詔曰、自契丹作逆有爲賊誑誤者、不問如何從賊、但能復業、與免本罪、如能率衆來附、或能殺捕首領而降、或執送賊所扇誘作亂之人、皆量量加官爵、朕念、正隆南征、猛安亡者招還被戮、已命其子孫襲其職、爾等勿懲前事故懷遲疑、賊軍今既破散山後諸處、皆命將士遏其逃路、爾等雖欲不降、終將安往、若猶疑貳俱就焚滅、悔無及矣。

時は六月、四圍の事態は頗る重大であつて、賊軍討滅

もこれ以上遷延するを許さなかつた。よつて世宗は寵臣謀術を退けて僕散忠義を討伐の總帥に任じ、兵を諸方に派して賊軍包圍の態勢を整へた。彼は背水の陣を布きつゝ、事を一舉に決せんとしたのである。

花道の戰はその第一戰であつたが、こゝに於ては金軍の勝を制する所とはならず、故にかくの如き降者に條件の好き詔が下されたものと推測される。詔は叛軍降者の罪を許し、又特に衆を率ゐ、或ひは首領を捕殺して來降するものに對しては官賞を加へると傳へてゐる。尙詔中、海陵南征時の將士に對する苛酷なる取扱に言及し、大定の今日はかゝる事なきを言つて降心を誘ひ、或は討伐の進捗せるを語つて叛軍を威嚇せる等、世宗の苦心の存する所を推す事が出来る。又本詔中には「賊軍今既破散山後諸處、皆命將士遏其逃路」なる語句があり、或ひはこの時ではなく叛軍が興安嶺西に逃竄せる際に出されたものの如き疑を抱かしめる。然し、叛軍が山後の方面に出た時は

その勢全く壊滅し、何等かゝる詔を出す必要を認めない。故にこの詔は必ず窩斡傳の記載の如く、花道戦後に出されたものに違ひない。上文は招撫の必要上誇張せる文字が使用されたのであらう。

さて討伐中最後に出された招撫の詔は陷泉に於ける大勝後に出されたものである。詔は世宗本紀及び移刺窩斡傳に見えるが、こゝには窩斡傳のものを掲げる。

僕散忠義使使奏捷、詔略曰、平章政事右副元帥忠義、使使來奏大捷、或被軍俘獲、或自能來服、或無所歸而投拜、或將全屬歸附、或分領家族來降、或嘗受僞命、及自來會與官軍臨敵皆其罪、且敗亡人內除窩斡一身、不以大小官員、是何名色却來歸附者、亦准釋放、有能誅捕窩斡、或於不從招納亡去人內誅捕以來獻、或能率衆、於掌軍官及隨處官司投降者、並給官賞、各路撫納來者、毋得輒加侵損、無資給者不以是何路分隨有糧處安置、仍官爲

### 養濟。

時は窩斡軍の陷泉に於ける大敗によつて、大勢の既に決せる際である。叛軍は既に昔日の如き秩序を失ひ、降を欲するものは、溺れんとするものゝ藁を掴むが如き状態にあつた。かゝる状態に在る時、世宗の寛大なる處置を傳へた詔は必ず效を奏したであらう。果せる哉、降人は激増した。この様を傳へて窩斡傳には「詔令擒捕窩斡、許以官賞、賊將降者甚衆、其散走者聞詔書招降、亦多降者、其餘多疾疫而死、無復鬪志」と見える。しかもその内には、後ち僞つて叛軍中に還り、首領窩斡を捕へて來つた稍合任の如きも在つたのである。

以上述べた如く、討伐中に於て招撫の詔は四度出された。さうしてそれは何れも世宗によつて出されたもの、内容及び招撫の條件は時の情勢によつて異つてゐたとは云へ、叛亂鎮壓の爲に效を奏した事は言を俟たぬ。降人も亦、時の状態に従つて、詔諭通り



待遇された事もあり、場合によつては虐待されたこともあつたであらう。然らば叛亂鎮定後に於ける叛徒の處置は如何。

大定二年九月七日、首領移刺窩斡は部將稍合住等に捕へられて完顔思敬の許に至り、殘黨は燕子城、天城縣或は抹拔里達の地に擊滅されて叛亂は一應こゝに終結したが、餘燼は尙治まらなかつた。殘黨各地に散在して害をなした事は、金史卷八 守道傳に、

時契丹餘黨未附者尙衆、北京臨潢秦州民不安、詔守道佩金符往安撫之、給羣牧馬千疋、以備軍用、守道招致契丹骨迭緝合等、内附民以寧息。

とあるのによつて明かである。故に世宗は移刺窩斡の逮捕される五日前、即ち九月乙未<sup>二</sup>早くも尙書右丞紇石烈良弼を遣して奚契丹の叛者を便宜招撫せしめた。<sup>(162)</sup> さうして降者は凡て武装解除せられ、その内貧にして生活の能力なきものは官が養濟をなすこととしたのである。<sup>(163)</sup> 降者の多くは恐らく一定の土地に

收容された事と思はれる。彼等の一部が後、諸官僚に分給された事は、金史卷八 移刺道傳に「僕散忠義討窩斡、道參謀幕府事、賊平、元帥府以俘獲生口分給官僚、道悉縱遣之」とあるのによつて明かである。

更に一方叛徒によつて人心荒廢に歸した地方の安撫をも怠らなかつた。前掲の守道傳に「北京臨潢秦州民不安、詔守道佩金符往安撫之、云々」とあるが如き、或は壽溫敦兀帶傳<sup>八四</sup> 金史卷八 に「改會寧尹、都統<sup>○北</sup>軍都統如故、是時初定窩斡、人心未安、兀帶爲治寬簡、多備禦、謹斥候、邊郡以寧」とあるのは皆これに對する努力を物語つてゐる。又移刺窩斡傳には彼の嶺西敗走後にかけて、「詔尙書省、凡脅從之家、被俘掠遂致離散、宜從改正、將士往往藏匿其人、有司檢括分付監軍」と見える。これは叛軍に脅從したものの家族が、悲慘なる状態に陥つてゐたのに對する安撫、救濟の詔である。

かくの如く世宗は一方叛兵の招撫に力を盡すと共

に、又一方には叛亂の爲に荒廢に歸した地方安撫に心を注ぎ、次第に亂後の事態を評議に導きつゝあつた。然し、それにも拘らず奚契丹人に對する反感の熾烈を極めた事は見易き道理であらう。故に金廷の奚契丹に加へた壓迫には相當激しいものがあつたらしく、この頃契丹人官吏の宋への逃歸が著しい。この事は金側史料には記るされてゐないが、宋會要稿、兵の部一七歸明の條には左の如き記載が見えるのである。

〔紹興三十二年○金大定二年〕十一月一日、詔自本國來歸契丹蕭中一、特贈常德軍節度使。

〔十一月〕二日、金國僞驃衛大將軍西南路招討使蕭鷗巴、左驍衛上將軍耶律适哩、節度使耶律禿謀、蕭遼舌及千戶謀克等百餘人歸順、皆契丹首領也。

この内、蕭鷗巴、耶律适哩の兩名に就ては大金國志卷一に「大定三年時宋孝宗隆興元年也正月、窩幹餘黨蕭鷗巴、耶

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

律适里皆驍將也、自海道奔宋」とあり、窩幹の餘黨と見えてゐる。こゝに大定三年正月とあるのは宋會要に従つて大定二年十一月と改むべきであらう。宋に逃歸せる契丹人官吏は單に窩幹の餘黨のみではなかつたと思はれる。世宗本紀大定三年五月癸卯條に見える河南路都統奚撻不也の宋へ叛入した事件もその一つと見る事が出來よう。<sup>(105)</sup>

この頃に在つても契丹の餘黨は尙蠢動を續けたらしい。この事は大定三年五月癸丑、蒲速越一派に對し左の如き詔諭が出されてゐる事によつて明瞭である。<sup>(106)</sup>

癸丑詔諭契丹餘黨蒲速越等、如能自新並釋其罪、若執蒲速越父子以來者、仍官賞之。

蒲速越は先きに窩幹軍の勢全く窮まつた時、人を帥府に遣つて降を約した霧霜河猛安蒲速越に違ひない。<sup>(107)</sup>さうして彼が尙今に至るまで餘黨として活動してゐるのを見れば、彼は遂に約を守らず、殘黨を指揮

して北邊を騒がしてゐたのであらう。<sup>(18)</sup>世宗本紀大定三年八月甲戌條に「詔參知政事完顔守道招撫契丹餘黨」とあるのも蒲速越等の一黨を指したものに違ひない。

## 七 亂後に於ける對契丹人

### 政策

亂後契丹人に對して講じた對策の内最も注意すべきは契丹人猛安謀克廢止の事である。金史<sup>卷六</sup>世宗本紀大定三年八月戊寅條に、

詔罷契丹猛安謀克、其戸分隸女直猛安謀克。

と見える。いふまでもなく猛安謀克部の統率者、猛安謀克は、兵權を委ねられ、且つ種々の特權を與へられてゐた。さうして熙宗の天眷三年、遼東の漢人、渤海人猛安謀克が廢止されてより後は、その特權を享受せるものとは女真人を除いては契丹・奚人と一部小部族の長とに過ぎなかつた。今や契丹人はこの

特權を失ひ、解散せしめられた契丹人猛安謀克戸は、女真猛安謀克部中に編入せられたのである。

然るに契丹人猛安謀克の廢止が決せられてより、僅か半歳の後なる大定四年の初め—一月より四月の間—に至つてこの決定は覆された。亂に與らざる契丹人等は再び猛安謀克部を組織する事となり、その長には又亂に與らざる契丹人官吏が任命せられたのである。金史<sup>卷九</sup>完顔兀不喝傳にはこの間の事情を傳へて次の如く見える。

頃之世宗以契丹未嘗爲亂者、與來降者、一概隸女直猛安中非是、未嘗從亂、可且仍舊、平章政事完顔元宜奏、已遷契丹所棄地、可遷女直人與不從亂契丹雜處、上以問右丞蘇保衡、參知石琚皆不能對、上責之曰、卿等每事先熟議、然後奏、有問卽對、豈容不知此、保衡、琚頓首謝、上曰、分隸契丹以本猛安租稅給贖之、所棄地與附近女直人及餘戸願居者、聽其猛安謀克官、遷契丹官員不預亂者

充之。

さてかゝる短時日に於ける驚くべき變化は何に基いたものであらうか。金代に於ける契丹・奚人の猛安謀克部編成の意義は、西北、邊疆に擡頭せる蒙古諸部族に對する防壁たらしめんとするにあつた。然るにこの頃、北方諸部族の勢力漸く強く、金の邊疆を脅かさんとする状態にあつたことは、契丹人叛亂の原因が、彼等の北方遊牧民に對する畏怖にあつた事によつて知られ、又金史<sup>卷六</sup>世宗本紀大定五年正月條に見える秦州・臨潢等邊堡七十餘の築造の事實によつても窺はれる。又當時なほ宋と交戦中であつた爲兵力を南邊に集注しなければならなかつた。かゝる艱難の秋、常に北方民族と接觸を保ち、彼等との戦に慣れた契丹人猛安謀克を全廢し、沙漠の戦に慣れない、さうして兵力不足の女真人を以て之に當らしめることの不利であることはいふまでもなからう。これ等の事情により、世宗は亂に與らなかつた契丹人猛安謀

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

克を復活せしめ、以て再び西北邊境の警備に當らしめたものと考へられる。

其後に於ける契丹人に對する記載をみると、金史<sup>卷七</sup>完顏思敬傳に、

大定九年、上疏論五事、其二、契丹人可分隸女直猛安、上皆從之。

と見えるのを始めとして、金史<sup>卷八</sup>紇石烈良弼傳には、

上欲徙窩斡逆黨分散置之遼東、良弼奏、此輩已經赦宥、徒之生怨望、上曰、此目前利害、朕爲子孫後世慮耳、良弼曰、非臣所及也、於是嘗預亂者、徒烏古里、石壘部。<sup>(9)</sup>

とある。

又金史<sup>卷八</sup>唐括安禮傳には、大定十七年、詔して監察御史完顏覲古速を遣して邊を行らしめた時、之に従つた契丹押刺四人掇刺、招得、雅魯、斡列阿が邊より逃れて大石に歸したことを記した後、

上聞之、詔曰、大石在夏國西北、昔窩斡爲亂、契丹等響應、朕釋其罪、俾復舊業、遣使安輯之、反側之心猶未已、若大石使人間誘、必生邊患、遣使徙之。俾與女直人雜居、男婚女聘、漸化成俗、長久之策也。

といひ、こゝに於て同簽樞密院事紇石烈與也、吏部郎中裴滿餘慶、翰林學士修撰移刺傑を遣して西北路契丹人にして嘗て窩斡の亂に與りし者を上京、濟州、吉林省農安縣利州等に徙して安置せしむることとし、兵部郎中移刺子元を以て西北路招討都監となした。この時子元に詔して、

卿可省諭徙上京、濟州契丹人、彼地土肥饒、可以生殖、與女直人相爲婚姻、亦汝等久安之計也、卿與與也同發徙之、仍遣猛安一員、以兵護送而東、所經道路、勿令與群牧相近、脫或有變、即便討滅、俟過嶺卿即還鎮。

といつたと見える。安禮傳には更に續いて、與也、子

元等を遣すに當り、世宗は宰臣に向つて曰く、

海陵時、契丹人尤被信任、終爲叛亂、群牧使鶴壽、駙馬都尉賽一、昭武大將軍朮魯古、金吾衛上將軍蒲都皆被害、賽一等皆功臣之後、在官時未嘗與契丹有怨、彼之野心亦足見也。

と。安禮は對へて「聖主溥愛天下、子育萬國、不宜有分別」といへば、世宗は、

朕非有分別、但善善惡惡、以爲治、異時或有邊釁、契丹豈與我一心哉。

といつたと見える。これらは金史卷四兵志に、

大定十七年、以西南西北招討司契丹餘黨、心素狠戾、復怨生事、它時或有邊隙、不爲我有、遷之於烏古里・石壘部及上京之地。

とあるに相當する。徙されたものは叛亂に與した契丹人ばかりでない。世宗本紀大定十七年正月戊申日七の條に、

詔西北路招討司契丹民戶、其嘗叛亂者、已行措

置其不與叛亂、及放良奴隸、可徙烏古里・石壘部、  
令及春耕作。

といつてゐる。

さきの懐柔方針を一變して世宗が右の如き斷壓を下した理由は那邊にあるか。箭内博士は之に關して、大定九年正月に於ける契丹人外失刺等の謀反が少くとも世宗の契丹人に對する疑惑を深め、上述の如き措置を講ぜしめたる有力の原因の一たるを疑はぬとしてゐる。この考は一應正しいと思はれるが、博士の認めて居られる如く未だ充分にその原因を説明し盡したものはいへない。これは金の對外關係より觀察する必要があると思ふ。

先づ南方宋との關係に就て考へれば、窩斡の亂の平定した大定二年（一一六二、紹興三十二年）より、五年（一一六五、乾道元年）に和を結ぶまでは、金は宋との交戦に没頭した。大定初期に於ける契丹懐柔策が、速かに亂の結末をつけ、南邊經略に専念せんと

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

いふ金廷の方針より出たものであることは甚だ見易い事實である。しかるに南邊に於ける紛争が一段落を告げた大定五年頃より、金はその西北邊の防備に意を用ゐなければならなくなつた。金の西北邊に於ける統治力の微弱であつた事實に就ては既に言及した如くであるが、この方面に於ける金の勢力は、正隆・大定の交に於ける契丹人の叛亂と南方宋との紛争の爲めに一層薄弱となり、之に乗じて邊外遊牧民の勢力が増大し、その活躍も甚だ活潑になつた様に思はれる。大定五年正月、詔して秦州、臨潢に於て、境に接して邊堡七十を設け兵萬三千を駐めたといふのや、卷六金史六世宗本紀に

〔大定七年閏七月〕甲戌九日、詔遣祕書監移刺子敬  
經略北邊。

〔大定八年〕十二月戊子朔、遣武定軍節度使移刺  
按等招諭阻鞏。

などと見える記事は、かゝる事情を推測せしめる。

第二六卷

五六九

阻驪が元朝祕史等に見ゆる興安嶺西の塔々兒に相當することは箭内博士の「韃靼考」(蒙古史)(研究)(王國維氏の「韃靼考」(觀堂)(集林)ともに認める)ところである。又

〔大定九年〕二月庚寅(三)制、妄言邊關兵馬者、徒

三年(金史卷六)。

〔大定〕十一年、從丞相志寧北伐(金史卷九二)。

〔大定十二年四月〕、阻驪來貢(金史卷七)。

等と見える。これは西北邊に於ける北方部族の侵寇と、之に對する處置とを物語るもので、邊堡の設置も亦之に對する防備を意味するものにほかならない。

又箭内博士は研究の結果、大定八年(一一六八)、西北路招討司を撫州 Kareh-Bal. 多倫の西庫爾圖巴爾哈孫 より桓州 多倫の西庫爾圖巴爾哈孫 に移

し、又多分この年に、烏古迺烈路招討司を烏古迺烈より秦州に移して東北路招討司と改稱し、又西南路招討司も殆ど同時に豊州 歸化城東白塔の地 より應州 山西省應縣 に移したといはれる。<sup>(173)</sup> 的確に大定八年のこととは定め難い

が、三招討司の移轉は略々この頃のことと考へて差

支なからう。この事實を興安嶺西に於ける遊牧民の活動、邊堡の設置等とを併せ考へれば、我々は西北邊に於ける金の勢力の減退を感知せずにはをられない。しかも北方遊牧民に對して根本的な防禦法を講ずべき必要に迫られた金廷に於ては、從來北方部族に對する緩衝體として配置してゐた契丹・奚人に關して再考しなければならなかつた。之に對する壓力が減ずれば、やゝもすれば嘯聚反抗の舉に出でる彼等を、從來の如く西北邊によくことは危険である。殊に西方西遼との連絡もあるから、何時復た擾亂を繰返すか判らない。之に乗じて北方遊牧民の侵略を受ければ危険の上もない。彼等をかゝる危険なる位置に置かずして、之を上京・濟・信州・烏古里・石壘部方面に遷し、女真人と雜居せしめようといふのが大定十七年に於ける契丹人遷徙の實情であらうと思はれる。

かくて防備手薄となつた西北邊には、大定十七年

貧民を募つて田土を與へ、永く邊境に屯戍すべき永屯軍を配置したのであつた。<sup>(17)</sup>かくて上京・烏古里・石壘部方面へ遷された西北路方面の契丹人は、その後も北邊に事ある毎に反抗の態度をとつた。金末滿洲に於て亂を起し、金室倒壞の一因をなした契丹人の中心勢力も、主としてこの時遷された契丹人であつたのである。

## 結 語

海陵の末年、天下を騷亂に陥れた契丹人の叛亂は正隆六年の南伐に際し、奚・契丹人を強制徵發せんとしたのに端を發した。彼等はその北方に居住する北族と常に對立し、故に苛酷なる徵兵は彼等自身の世界を危胎に瀕せしめたからであらう。然しかゝる騷亂の原因は、もとよりこれに止らず、禍根は古く、且つ複雑なるものがあつたのである。

叛亂は西北路招討司治撫州に於て勃發し、撤八に

率ゐられて次第に擴大した。同時に咸平府方面には括里も亦叛し、嶺の東西呼應して北邊を騷がせた。海陵は先づ蕭禿刺等を、次で僕散師恭、蕭懷忠等を遣して討伐せしめたが効なく、更に白彥恭、完顏敷英等を遣つて鎮壓を期したのである。然るにその頃金の内部は動搖を極め、十月七日、東京留守烏祿（世宗）の即位、十一月二十七日海陵王變死等のことがあり、討伐は自ら中斷された。されど一方契丹叛軍の側にも一大變動が生じたのである。

これより先叛軍の首領撤八は金の討伐に敵すべからざるを知り、衆を率ゐてケルレン河を西し、西遼へ向つて逃歸せんと企てた。然るにこの策は山前の衆の聽く所とならず、遂に撤八は殺されて、移刺窩斡の一黨がこれを率ゐることとなつたのである。彼等は金國南部の動亂に乗じ再び南下、嶺東に出で、古への彼等の本據潢河畔に屯した。新たに即位せる世宗は治世の變更を機として招撫したが、降らず、遂に再び



討伐と決した。新討伐軍は發遣されたが、賊軍の勢は愈々熾に、金軍は臨潢府・泰州・濟州等に於て苦戰を重ねた。その後完顔、謀術の總帥として討伐軍を率ゐるに及び、多少叛軍を壓迫する所があつたが、彼の怯懦よく勝を制する事能はず、遂に退けられて僕散忠義これに代つた。この頃金の内外の事態は重大にして、叛軍を一舉に討滅するの必要に迫られてゐたのである。故に忠義は諸軍を督して包圍の姿勢を取ると共に自らも軍を率ゐて賊軍を花道に衝き、更に追襲、興安嶺麓陷泉に於て決定的勝利を收めた。この戦後叛軍の力は急激に衰退し、奚中に遁入せるも及ばず、遂に羊城道を嶺西に出でんとして部將の内應により完顔思敬の軍に捕へられた。時九月七日、世宗は續いて十二日、叛亂平定を中外に詔し、ここに一年有餘に亙る大亂は終結を告げたのである。その後の金の契丹に對する態度は時の政治的情勢に應じて一轉・再轉・更に三轉する。

さて契丹叛軍の行動を眺めるところに二三の事が考へられる。その一は彼等の根據地の問題である。この叛亂は當初、西北路を中心として勃發したが、その後彼等の行動の中心となつたのは臨潢府東南、シラムーレン流域地方であつた。彼等はこゝを根據として四方に出沒したのである。臨潢府を中心とせる地帯は彼等の古へよりの居住地である。これを以て見れば彼等が如何に舊地に還らんと欲してゐたか、或は舊地に親しみを有してゐたか、窺ふに足りよう。この事は撒八が金軍を率ゐてケルレン河より西邊に歸せんとし、部下の反對に遭つて殺された事によつても推測される。窩斡は部下の請を容れて嶺東の舊居へ歸り勢始めて盛となつたのである。

これに聯關して考へられる事は彼等と外族との關係であらう。彼等の行動を見るに、叛軍は幾度か金軍に敗られて勢危くなつた時に於ても、嶺西へ出づるを躊躇した如くに思はれる。例へば長瀼の戦後、

殊には陷泉に於ける大敗後の如き、彼等は當然嶺西に出ずべきであつたであらう。或ひは戰破れて羊城道より嶺西に遁れんとした時の如き、嶺東に於ける行動が神速であつたのに比して、甚だしく遅々たりし様に考へられる。惟ふに彼等が嶺西に出ずるを遲疑したのは恐らく嶺西に於ける阻礙其他北族を恐れたために違ひない。彼等が金軍の討伐を免れて、假令嶺西に出でたとしても、そこには永年に亘つて反目せる北族が爪牙を磨して俟ちつゝあつたのである。奚・契丹と北族とは當時既に相容れざる關係に立つてゐたことが推測される。

さてこれを以て見るに、先きに金朝が廣く奚契丹を北邊に配備して北族と對立せしめ、以て好個の緩衝體たらしめんとした政策は誠に當を得た對異民族政策と云はねばならぬ。然しながら本叛亂によつてこの政策は根本的な改變を餘儀なくされた。假令その一部は叛亂によつて剝奪された特權を復活せ

しめられたとは云へ、金朝對奚・契丹人一般の關係は、最早昨日のそれではなかつたと云ひ得る。然らば新關係は如何に樹立され、又時と共に如何様に變動したか。これこそこの後更に詳細に取扱はるべき重要にして興味ある問題と云へよう。本事件の重大なる所以の一は亦そこにあるのである。

註

(84) 金史卷一〇五任熊祥の傳には「大定初起爲太子少師、時契丹賊高翰竊號北鄙、用兵未息、上以爲憂、詔公卿百官議所以招伐之宜、衆皆異議、熊祥徐進曰、陛下以勞民爲憂、用兵爲重、莫若以恩信招懷之、上問孰可使者、對曰、臣雖老邁國威靈、尙堪一行、上曰卿老矣、無煩爲此」と見える。討伐が宜しきか、招諭が優れるか、盛に議せられてゐたのである。

(85) 金史卷一一一訛里也傳。

(86) 移剌窩斡傳。

(87) 金史卷九一溫迪罕移室遺傳。

(88) 金史移剌窩斡傳。移剌窩斡傳には「十二月己亥、窩斡遂稱帝、改元天正」とあり、天正と改元したと見える。改元とあるからには、撒八の時、何等か建元した様にも取れるが、その様な事實は見えず。恐らくこの時に至つて建元したので

あらう。

- (89) 金史卷六世宗本紀。同史卷七一吾札忽傳。  
 (90) 金史卷七一吾札忽傳。  
 (91) 金史卷九一神土瀟傳。同史移刺窩斡傳。  
 (92) 金史吾札忽傳。同史移刺窩斡傳。  
 (93) 金史吾札忽傳。同史移刺窩斡傳。  
 (94) 金史卷六世宗本紀。  
 (95) 同右。  
 (96) 金史移刺窩斡傳。  
 (97) 滿洲金石志稿第一冊、七十七、「阜新・懿州城内學田碑」項。  
 (98) 金史卷七一宗叙傳。  
 (99) 金史移刺窩斡傳。  
 (100) 金史卷二四地理志廣寧府懿州條。  
 (101) 島田好氏「遼東行部志研究」(滿洲學報第一)一一一—一二頁。  
 (102) 松井學士「滿洲に於ける遼の疆域」(滿洲歴史地理第二卷)六〇頁。  
 (103) 金史卷六世宗本紀大定二年條。  
 (104) 金史移刺窩斡傳。  
 (105) 同右。  
 (106) 勝州の音は Sheng-t'ou であり、濟州は ch'i-t'ou なので、その間字音の類似はない。  
 (107) 金史卷七一吾札忽傳。同史卷七十二謀衍傳等。

- (108) 金史移刺窩斡傳。  
 (109) 金史七十二謀衍傳にも同様の記事がある。  
 (110) 金史謀衍傳。同移刺窩斡傳。同卷八二僕散渾坦傳。  
 (111) 三上「完顏阿骨打の経路と金國の成立」(金代女眞の研究所収)三六頁。  
 (112) 金史卷八七紇石烈志寧傳。同卷九二徒單克寧傳。同卷九四丞相襄傳。  
 (113) 金史卷六世宗本紀。同卷七一吾札忽傳。同卷八七志寧傳。同卷九二徒單克寧傳。同卷一三三移刺窩斡傳。  
 (114) 金史徒單克寧傳。移刺窩斡傳。  
 (115) 金史世宗本紀。移刺窩斡傳。  
 (116) 金史謀衍傳。  
 (117) 金史卷八七僕散忠義傳。  
 (118) 島田好氏「遼東行部志研究」(滿洲學報第一)一〇一頁。  
 (119) 園田一龜氏「滿洲金石志稿第一冊」には阜新縣志卷二地理條を基礎として阜新縣城を距る西北五十里の西紅帽子より出土した同昌縣里塚碑を載録してゐるが、それによると「東至順安縣界百二十八里、西至宜民縣界百四十里、南至弘政縣界百三十五里、北至本縣三里」とある。これは志稿の編者園田氏の考へられた如く金代のものであらう。碑の出土地附近に古城がありこれが同昌縣の遺址であるとの氏の説は從ふべきである。

130

金史卷八七紇石烈志寧傳。同謀行傳。同移刺窩斡傳。

131

金史世宗本紀。同移刺窩斡傳。

132

金史移刺窩斡傳。

133

同右。

134

金史世宗本紀。同移刺窩斡傳。

135

建炎以來繫年要錄一九九、紹興三十二年四月條には次の記事がある。「初金國爲契丹耶律窩斡所擾、有衆數萬、漸逼居庸關、金主裏大懼、召同知保州紇石烈志寧爲右翼統軍、以討之、裏與其下謀以謂、窩斡兵勢如此、若南宋乘虛襲我國其危哉、設有所求、當割而與之、此事既而窩斡之衆內叛、全國得窩斡而戮之、裂其體於燕京汴京及長安三處、契丹之患既息、其割地歸本朝之意亦寢、范成大攢轡錄參修」。窩斡の軍が漸く居庸關にも逼る勢だったので、世宗は恐れて紇石(石)烈志寧を右翼統軍(元帥右監軍)たらしめてこれを討ち、且つ南宋この機に乗じて金を襲ふを危み、割地して宋に與へんとしたと云ふ本文の前半はこの頃の事を傳へたものと思はれる。もとより宋側の史料が誇張に満ちたものであつても、當時對宋關係が極めて危機に立つてゐたことは疑を容れない事實である。

126

金史移刺窩斡傳

127

金史卷八七僕散忠義傳。

128

金史世宗本紀。同移刺窩斡傳。又金史卷七十二仲傳には「正

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

129

金史卷七〇思敬傳。同移刺窩斡傳。

130

箭内博士「元代の東蒙古」(蒙古史研究)六三八—九頁。

131

金史卷八四白彥敬傳。

132

金史世宗本紀。同史移刺窩斡傳。同史卷八七烏延查刺傳。

133

同史卷八七僕散忠義傳。

134

站赤(國學文庫本)驛站二、天下站名條。尙欽定熱河志卷九七古蹟條には「花道在平泉州東北」と見える。

135

「滿洲に於ける遼の疆域」(滿洲歴史地理第二卷)五八頁。花道は熱河志卷九七古蹟一の考證によれば、金史僕散忠義傳に「窩斡が靈山、同昌、惠和等の縣を陥れて陣して西行す。忠義これを追つて花道に及ぶ」とあるから、花道は惠和の西に在り、更に又元史木華黎傳に「平定東京進北京、金守將銀青率衆二十萬拒花道、逆戰之」とあるから「是花道は北京の東にあるなり」として花道を平泉州東北の地に比定した。方輿紀要も同様の説を採り、承德府志卷八關隘條も亦紀要に従つてゐる。然し史料としての重要さは何れも遙かに經世大典站赤條の記事に及ばない。

136

金史卷八七紇石烈志寧傳。

第二六卷

五七五

137 金史世宗本紀。

138 金史僕散忠義傳。

139 金史移刺窩幹傳。

140 金史卷九四丞相襄傳。同紇石烈志寧傳。同徒單克寧傳。同卷八六尼廬古鈔兀傳。同卷七一吾札忽傳。同移刺窩幹傳。

141 金史紇石烈志寧傳。同僕散忠義傳。同徒單克寧傳。

142 耶律室魯の没した年は聖宗の開泰三年に當るから、女河湯泉が松林と改名されて後のことである。

143 紇石烈志寧傳。僕散忠義傳。徒單克寧傳。

144 楞柁山の位置は不明である。金史夾谷清臣傳に、楞柁山の名が見えるが、これとは關係がない。

145 金史卷八七紇石烈志寧傳。同卷八八紇石烈良弼傳。同移刺窩幹傳。

146 金史移刺窩幹傳。

147 松井學士「滿洲に於ける遼の疆域」(滿洲歴史地理第二卷)六四頁、北安州條。

148 欽定熱河志卷七二、水四には連魯古淀を擧げて「按此當在古北口外興溼平豐寧兩縣爲近」と見える。

149 金史世宗本紀。

150 金史世宗本紀。同謀行傳。同移刺窩幹傳。

151 金史世宗本紀。同卷七〇思敬傳。同移刺窩幹傳。

152 金史移刺窩幹傳。

153 「遼代の漢城と炭山」(蒙古史研究所收)八二七頁。

154 金史卷八四、白彥敬傳。

155 金史世宗本紀。

156 金史卷七〇思敬傳。同卷八七僕散忠義傳にも同様の記事が見える。

157 金史卷九四夾谷清臣傳には「從右副元帥紇石烈志寧爲管押萬戶、接應左都監完顏思敬逐窩幹餘黨敗之柔遠、至抹拔里達悉獲之、賊平」と見える。柔遠縣治は撫州治のある所、從つて燕子城と同地である

158 金史夾谷清臣傳。

159 金史世宗本紀。金史移刺窩幹傳。

160 金史移刺窩幹傳。

161 括弧中は移刺窩幹傳による。

162 金史卷六世宗本紀。

163 金史移刺窩幹傳。

164 契丹の叛亂に暴された地方が如何に慘憺たるものであつたかは、世宗本紀大定三年十一月條に「庚戌詔中都平州及饒荒地並經契丹剽掠、有質賣妻子者、官爲收贖」とあり、或ひは四年九月條に「己丑上謂幸臣曰、北京懿州臨潢等路嘗經契丹寇掠、平薊二州近復蝗旱、百姓艱食、父母兄弟不能相保、多冒鵠爲奴、朕甚憫之、可速遣使開賞其數、出內庫物贖之」と見えるによつても窺はれる。しかも其後に至るも回復しな

つた事は金史卷八八移刺道傳に大定二十三年の事として「明日復遣近侍曹淵諷旨曰、咸平自窩幹亂後民業尙未獲舊、朕聽歸鄉里、所以安輯一境也」とあり、或は明昌元年この地方を旅した王寂の遼東行部志に宜民縣のことを述べ「宜民舊號川州、長寧軍節度使、或謂曰川州、故至今地名白川、本朝天會間改川州刺史、其後遭契丹之亂、殘滅幾盡、由是復降爲縣」と見えるのによつて明かである。

〔165〕 なほ宋に降つた契丹人の活躍に就ては外山が考をまとめる。

〔166〕 金史世宗本紀。

〔167〕 金史移刺窩幹傳。

〔168〕 金史世宗本紀によれば蒲速越は大定四年五月壬子に至つて

誅に伏してゐる。

〔169〕 註(9)に於て、烏古里部は多くの場合、迪烈部と並び稱せられ、金天會二年の頃、さきに遼の壽隆二年その部の一部分が

遷された地方(今の洮南よりシラムレンに至る中間の地、Danvilleの地圖のKhol河の流域)に徙されたことを略述した。この地方に置かれたと思はれる烏古迪烈招討司は、箭内博士の考定によると、大定五年より十二年に至る間(恐らくは西北路招討司が撫州に移治せると同じく大定八年)に泰州に遷され東北路招討司と改稱せられた(金の兵制に關する研究、蒙古史研究一四九—一五一頁)。この頃になら

金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂

と烏古、迪烈と並記せられし例尠く、多くは烏古里(石十)

學部と連記せられる。金史卷九四夾谷清臣傳には大定十二年の記事の前に「遷烏古十學部族節度使」とあるのもその一例である。石學部の地が何處に當るかについては明らか

に知るを得ないが、大體烏古里部の住地に近かつたと考へてよいであらう。金史卷八二烏孫詛論傳に「天德二年除唐州刺史、移淄州、遷石學部族節度使、行至北京病卒」とあり、

赴任の途中北京に死したことが見え、金史七一宗叙傳に世宗が宰臣と北邊守禦のことに關する問答をなしたその中に「今以兩路招討司、烏古里石學部族、臨潢、泰州等路分置堡戍、詳定以聞」とあり、又金史卷七三宗尹傳に「二十四年世宗將幸上京、上曰、臨潢、烏古里石學歲不登、朕欲自南道往

。」と見え、これが臨潢の附近にして、燕京より臨潢、泰州經由上京に至る孔道に當つてゐたことを知らしめる。

〔170〕 金史卷六世宗本紀大定九年正月戊寅條參照。

〔171〕 箭内博士「金の兵制に關する研究(蒙古史研究)一一五頁。

〔172〕 金史卷六世宗本紀、第九〇阿勒根彥忠傳。

〔173〕 箭内博士「金の兵制に關する研究」(蒙古史研究)一四一—

五一頁參照。なほ津田博士「金代北邊考」(滿鮮地理歷史研究報告第四)二〇八—九頁註14をも併せ見らるべし。

〔174〕 三上「猛安謀克制の研究(金代女眞の研究)三九二—三頁參照。

第二六卷

五七七